



鳥取県公報

平成 30 年 9 月 18 日 (火)
第 9 0 3 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	県営土地改良事業計画の決定 (551) (農地・水保全課) 2
	保安林の指定 (552) (森林づくり推進課) 2
	開発行為に関する工事の完了 (2件) (553・554) (西部総合事務所生活環境局) 2
	収入証紙の小売りさばき人の売りさばき場所の廃止 (555) (会計指導課) 3
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (16) 3
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) 3

告 示

鳥取県告示第551号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農地中間管理機構関連農地整備事業 皆生地区 区画整理）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成30年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間
平成30年9月18日から同年10月9日まで
- 縦覧に供する場所
米子市役所
- 審査請求
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

鳥取県告示第552号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成30年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 保安林の所在場所
八頭郡若桜町大字若桜字古城谷1521、1522、1524から1526まで、1529の2、字御構781
- 指定の目的
落石の危険の防止
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採を禁止する。
イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第553号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成30年9月18日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

- 開発許可の年月日及び番号
平成30年6月5日 鳥取県指令第201800063934号
- 開発区域に含まれる地域の名称
西伯郡日吉津村大字日吉津
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名

西伯郡日吉津村大字富吉1024
座波 寛子
米子市皆生四丁目10-5
座波 秀彰

鳥取県告示第554号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成30年9月18日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成30年7月5日 鳥取県指令第201800095832号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市外江町字紺屋堀
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
境港市芝町1212
田中 智

鳥取県告示第555号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第2項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次のとおり売りさばき場所を廃止する旨の届出があったので、告示する。

平成30年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	廃止する売りさばき場所	廃止年月日
452	島根銀行	島根銀行米子支店米子東出張所（米子市車尾五丁目12-23）	平成30年10月1日
299	〃	島根銀行米子支店根雨出張所（日野郡日野町根雨412）	〃

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第16号

平成30年第9回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成30年9月18日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日時 平成30年9月26日（水） 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会室
- 3 議題
 - (1) 選挙人名簿登録者総数について
 - (2) その他

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成30年9月18日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成30年10月18日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階 第32会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
 この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑